

厚木愛甲環境施設組合監査基準

第1章 一般基準

(趣旨)

第1条 この厚木愛甲環境施設組合監査基準(以下「本基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び厚木愛甲環境施設組合監査事務処理規程(平成16年監査委員告示第1号)の規定に基づき、厚木愛甲環境施設組合(以下「組合」という。)において監査委員が行う監査の基準及び事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査、検査、審査その他の行為の目的)

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、組合の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等(以下「監査等」という。)は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める目的により実施する。

- (1) 財務監査 法第199条第1項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 法第199条第2項の規定に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 例月出納検査 法第235条の2第1項の規定に基づき、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (4) 決算審査 法第233条第2項の規定に基づき、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか監査すること。
- (5) 住民監査請求 法第242条の規定に基づき、住民による請求の内容について監査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査(法第199条第4項の規定による監査をいう。)又は随時監査(法第199条第5項の規定による監査をいう。)として実施する。

3 監査委員は、法令の規定により行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)について、本基準の趣旨を踏まえ、監査するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準にのっとり、その職務

を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第6条 監査委員は、組合の財務管理、事業のつながりその他行政運営に関し優れた識見により、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、専門性を維持及び確保するため、研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、その事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準にのっとり遂行されるよう、組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第7条 監査委員は、本基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、その事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、及び保存するものとする。

(情報の管理)

第8条 監査委員は、監査等において取得し、又は作成した情報が外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第9条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織の目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査等の結果、監査等結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

(2) 監査等の対象別実施予定時期

(3) その他監査等の実施について必要と認める事項

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠取得)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を取得するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合は、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を取得するものとする。

(監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査計画に反映させて、監査等を実施するものとする。

第3章 報告基準

(講評)

第14条 監査委員は、監査等の結果について関係責任者に講評し、これに対する意見を聴取するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第15条 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定の前に、関係責任者から弁明、見解等を聴取することができる。

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第16条 監査委員は、財務監査及び行政監査に係る監査等の結果に関する報告を作成し、議会、管理者に提出するものとする。

2 監査委員は、前項に規定する監査等の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める重要事項については、勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び管理者に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査に関する報告については、当該報告に添えてその意見を管理者に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の種類
 - (2) 監査等の対象
 - (3) 監査等の実施内容
 - (4) 監査等の結果
- 2 前項第4号に掲げる監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査及び行政監査 前項第1号から第3号までに規定する事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 例月出納検査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (3) 決算審査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (4) 住民監査請求 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正な財務運営を確保し、住民全体の利益を保護して行われていること。
- 3 第1項第4号に掲げる監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査及び行政監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項に規定する合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、管理者に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第19条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

2 公表は、厚木愛甲環境施設組合条例等の公布に関する条例（平成 16 年厚木愛甲環境施設組合条例第 1 号）の規定を準用して行う。

（措置状況の公表等）

第 20 条 監査委員は、監査等の結果に関する報告を提出した者及び監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査等の結果に関する報告を提出した者及び監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

本基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。